

Toshokan
Net

としょかんねっと 一増刊号一

問・申込先 市立図書館 ☎ (90) 4 6 4 6

電話での問い合わせ時間は…午前 9 時 30 分～午後 5 時

北部コミュニティセンターサービスの一時停止

北部コミュニティセンター臨時休館に伴い、次のサービスを一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■図書館の利用端末

9月15日（金）午前9時～17日（日）正午

■予約本の受け取り・返却

9月16日（土）午前9時～正午

知っていると便利！インターネットサービス

図書館の利用登録のほかに、インターネットサービスのパスワードを取得すると、便利なサービスが受けられます。

■利用できるサービス

- 貸出中や書棚にある利用可能な資料の予約 ○貸出状況の確認
○貸出の延長 ○メールでの予約本の受取連絡など

■パスワードの取得方法

次のいずれかの方法で取得できます。

- 市立図書館ホームページから登録 ○電話受付
○図書館カウンターにて申請

■対象

利用券カードをお持ちの市内在住、在勤、在学の人

平成29年第2回 富里歴史講座

写真で見る富里の歴史

～広報に記された富里の風景～

富里の昔の貴重な写真をもとに、記憶にある懐かしい風景や、今まで知らなかった富里の歴史に触れてみませんか。

数多くの写真をもとに、富里の歴史を紹介します。

■日時 10月22日（日）午前10時～11時30分

■場所 2階A Vホール

■講師 林田利之（市生涯学習課文化資源活用室長）

■定員 80人

■費用 無料

■申込み 10月21日（土）までに電話または相談カウンターにて

第2回メカラウロコセミナー

NPO法人について

名前は知っているけれど、意外に知らないNPO法人について学びます。法人化に関心のある人や団体に所属している人など、参加してみませんか。

問・申込先 とみさと市民活動サポートセンター

☎／FAX (93) 4 1 2 3

✉ tomisapo@bz04.pala.or.jp

■日時 9月27日（水）午後1時30分～3時30分

■場所 保健センター2階会議室1（すこやかセンター内）

■内容 NPO法人設立の方法、認定NPO法人制度とは

■講師 今関 平さん（県環境生活部県民生活・文化課職員）

■費用 無料 ■定員 20人

■申込み 9月20日（水）までに電話、FAXまたは電子メール

※FAX・電子メールは次の項目を明記。確認のため、送信後に電話してください。

○講座名 ○氏名 ○住所 ○電話番号

○団体名（所属先がある場合）

第23回関東大学女子駅伝対校選手権大会の開催に伴う交通規制のお知らせ

大会当日、午前9時30分から、北総線千葉ニュータウン中央駅周辺で交通規制が行われます。ランナーなどが沿線を通行する際には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

印西市方面へお出かけの人は注意してください。

問 関東学生陸上競技連盟

☎ 03 (5 4 1 1) 1 4 8 8

■交通規制の日時

9月24日（日）

午前9時30分～正午（予定）

■交通規制の場所

国道464号線・南環状線入印西市Vを周回する30・6kmコース

▼スタート地点 東京電機大学

▼中継所 高花郵便局前・西の原小学校付近・東京電機大学

▼フィニッシュ地点 高花郵便局前



就業構造基本調査

働く人の明日をつくる



総務省統計局では、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、回答をお願いします。

問 企画課企画統計班

☎ (93) 1 1 1 8

消費生活
相談コラム
158はい、こちら
消費生活センターです！

●「民事訴訟管理センターから

架空請求ハガキが届いた」の巻

◆事例◆

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。このハガキには、民事訴訟の管理番号のほか、この通知に対して連絡がない場合は、裁判の処置として財産差し押さえを強制的に履行する旨が記載されていた。差出人には官公庁の名前があり、住所は「東京都千代田区霞が関」と記載されている。身に覚えがないが、本物だと思い電話したところ、「弁護士を紹介する」と言われ、教えられた弁護士に連絡したところ、「コンビニでプリペイドカードを30万円分用意せよ」と言われた。裁判沙汰は怖い、どうすればいいか。

送付されているハガキの見本

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)332 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。
※取り下げ最終期日 平成29年6月30日
法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
取り下げ等のお問合せ窓口
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

◆アドバイス◆

「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキが届いても、決して相手に連絡しないで無視しましょう。安易に連絡してしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を開き出されたりする危険があります。

消費生活に関する事で、お困りのことがあります。たら、消費生活センターへ相談してください。相談は無料で秘密は厳守されます。

■日時 月々金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～正午／午後1時～4時

■場所 市役所分庁舎2階

問・相談先 消費生活センター ☎ (93) 5 3 4 8